

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

平成 24 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 24 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 25 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成24年度 橋本市病院事業会計補正予算（第5号）

第1条 平成24年度橋本市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	6,512,919	15,416	6,528,335
第1項 医業費用	6,187,207	15,416	6,202,623

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
(1) 職員給与費	3,266,902	15,416	3,282,318

平成25年3月29日専決

橋本市長 木下 善之